

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会

メキシコなどの決議案採択へ—— 核軍縮の「法的措置」を論じる 「公開作業部会」を設置

核軍縮のための具体的・効果的な法的措置を論じる公開作業部会を設立するとしてメキシコなどによる国連総会決議案には、核兵器国はもとより、軍縮会議(CD)など既存の枠組みを重視する諸国からの強い反発が予想された。提案国はこのような反発を緩和し支持を拡大するための修正を行い、決議は加盟国の3分の2を超える圧倒的多数で採択された。核兵器国はすべて反対、核兵器依存国は、反対か棄権した。16年にジュネーブで開催される作業部会が、核軍縮協議に新しい局面をもたらす成果を生み出すよう、市民社会の関与が求められる。

<L.13>決議案を修正

決議案「多国間核軍縮交渉を前進させる(2015年10月20日、A/C.1/70/L.13)の提案国は、10月29日、最初に国連総会第1委員会に提出された決議案¹(以下「原決議案」)に修正を加えた²。主文の修正部分(抜粋)を原決議案と比較して示したのが、2ページの資料1である。修正は次の4点を含むものであった。(修正には他の条項も含まれたが、紙幅の関係で割愛する)

- ①公開作業部会の任務について、原決議案では「とりわけ核兵器のない世界の達成と維持のための新たな法的条項および規範」について、「合意に至ることをめざした交渉を行う」とされていた。これが「とりわけ核兵器のない世界の達成と維持のために締結される必要のある具体的で効果的な法的措置、法的条項および規範」について、「実質的に議論する」に修正された。この本質にかかわる修正は、核軍縮交渉は軍縮会議(CD)で行われるべきであるとの、非同盟運動(NAM)諸国などの主張に歩みよったものといえる。
- ②公開作業部会に参加する加盟国が「全般的合意に到達するための最善の努力を払うこと

を要請する」との条項が新設された。一方、原決議案5節の「公開作業部会が、国連総会の下部機関としてその手続き規則に則って」運営される、とした部分は修正されていない。すなわち、参加国には「全会一致」のための努力が求められるが、少数の国による「拒否権」行使を許さないという原則が維持された。

③公開作業部会の成果として総会に提出される報告書が、「そこで行われた交渉や勧告を反映させた作業報告書」(原決議案)から、「実質的作業と合意された諸勧告に関する報告書」に修正された。

今号の内容

国連総会、「公開作業部会」決議を採択へ——メキシコなど提案

〈資料〉条文修正の経過/P5の反対理由

「原子力協定」はインドの核軍拡を助長

〈資料〉市民集会の反対決議

〈資料〉世界核被害者フォーラム「広島宣言」

[連載]いま語る-63

上村英明さん(市民外交センター代表・恵泉女学園大学教授)

④事務総長が、作業部会報告書を「軍縮会議 (CD)、国連軍縮委員会(UNDC)等に」送付するよう求める条項が新設された。

総じて決議案の修正は、軍縮交渉におけるCDの優位性を主張する国々(NAM諸国等)、及び一部核兵器国や中間的な位置の政府(例えば日本)の警戒心を和らげ参画を促すことを意図して行われたものと思われる。その結果、原決議案からは一定後退せざるを得なかったが、「少数の国による拒否権」を防止する原則は残された。

2012年の国連総会第67会期で同名の決議が初めて採択され³公開作業部会が設置された時、作業部会の目的は核軍縮交渉の「諸提案を作り出す」ことに置かれ、「行われた議論となされたすべての提案を反映する」作業報告書を作成することが任務づけられていた。同決議にしたがい2013年5月から8月に作業部会が開催され、議論された課題と提案は、最終報告書⁴にまとめられた。なお、この時の作業部会の参加国リストは公表されなかったが、P5は参加しなかったことがわかっている⁵。

採決結果—核兵器国は反対、 「依存国」は反対か棄権

L.13修正決議案に対する第1委員会の採決は11月5日に行われた。結果は、賛成135、反対12、棄権33であった。賛成数は国連全加盟国の3分の2に達した。核兵器国5か国(P5)はすべて「反対」した。「核兵器依存国」、すなわち日本、韓国、オーストラリア、NATO諸国などは「反対」もしくは「棄権」であった。核兵器国のうち2012年の同名の決議で棄権票を投じた中国は反対に転じた。一方、NAM諸国は賛成票を投じた。

P5は、「反対理由」を次のように説明した(3ページ・資料2に部分訳)。^①核兵器国の支持や

参画のない法的文書によって核兵器を廃絶することはできない、^②漸進的なステップ・バイ・ステップ・アプローチのみが、実際的選択肢である。^③生産的な成果は、全会一致アプローチのみによって保証される、^④当該決議案にはこれら重要な要件が欠如し、安全保障上の考察を無視して核軍縮を促進しようとしている。このようにP5は全体像を語らない「ステップ・バイ・ステップ」論に固執し、新しい前進的合意が生み出される可能性のある公開作業部会の開催に反対した。彼らは同時に「全会一致アプローチ」を主張した。米、英が反対して最終文書が合意できなかった、15年NPT再検討会議(全会一致で運営)を想起する必要がある。

本決議で設置される作業部会が、13年よりも踏み込んだ任務、すなわち法的措置、条項、規範を議論する任務をもつだけに、P5やその追随者にはなおさら受け入れがたいものであった。しかし、彼らの反発は理不尽であり、核軍縮推進国や市民社会がこの会議で実質的な成果を達成できる可能性は大きい。とりわけ、この作業部会が、18年までに開かれる国連総会ハイレベル会議が実質的な成果を生み出す準備となるよう、市民社会からの問題提起を強めてゆく必要がある。日本では、この会議への政府の関与と「核兵器依存」政策の転換を促す働きかけが重要である。(田巻一彦)[㊦]

注

- 1 本誌482-3号(15年11月1日)に全訳。
- 2 本稿で引用した決議案と演説草稿の原文(英文)は、国連の次のサイトの「Seventieth Session」(第70会期)から入手できる。<https://papersmart.unmeetings.org/ga/first/>
- 3 本誌412号(12年11月15日)に全訳。
- 4 ピースデポ刊「イアブック核軍縮・平和2014」、資料2-4 (288ページ)に抜粋訳。
- 5 NGO情報。3と同じ。

【資料1】決議案の主な修正前後の比較 (抜粋)

| | 修正決議案 (L.13/Rev.1) | 原決議案 (L.13) |
|------------|---|---|
| ①公開作業部会の任務 | 2. (略)とりわけ核兵器のない世界の達成と維持のために締結される必要のある具体的で効果的な法的措置、法的条項および規範について、 実質的に議論する公開作業部会 を開催することを決定する。 | 2. (略)核軍縮の達成のための具体的で効果的な法的措置、とりわけ核兵器のない世界の達成と維持のための新たな法的条項および規範について、 合意を得ることをめざした交渉を行う公開作業部会 を設立することを決定する。 |
| ②公開作業部会の運営 | 6. 公開作業部会に参加する加盟国が、 全般的合意に到達するための最善の努力 を払うことを要請する。 | 修正案で新設。 |
| ③報告書 | 7. 公開作業部会が、 実質的作業と合意された諸勧告に関する報告書 を総会第71会期に提出することを決定する。(略) | 6. 公開作業部会が、 交渉や勧告を反映させた作業報告書 を総会第71会期に提出することを決定する。(略) |
| ④報告書の送付 | 8. 事務総長が、(略)作業部会報告書を軍縮会議 (CD)、国連軍縮委員会(UNDC)及び総会決議68/321*第6節で予定された国際会議に送付するよう求める。 | 修正案で新設。 |

訳注※ 「核軍縮に関する2013国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」決議。同決議の第6節は、「2018年までに核軍縮に関するハイレベル国際会議を開催する」としている。

【資料2】

国連総会第70会期

L.13/Rev.1「多国間軍縮交渉を前進させる」への投票理由説明

フランス・CD 常駐代表大使

アリス・ギトン

中国、ロシア、英国、米国及びフランスを代表して

(前略)

(NPTの)目的に向けて、我々は、すべてにとって減じることのない安全保障という基礎に立ち、国際の安定、平和と安全保障を促進するような方法をとおして、漸進的かつ具体的な措置を追求し続ける。核兵器国の支持や参画のない禁止条約のような法的文書によって核兵器を廃絶することはできないであろうし、むしろ国際の平和と安全保障の維持に不可欠なNPTレジームの基礎を掘りくずすであろう。この枠組みの中ですでに重要な達成は得られている。

世界的な戦略的安全保障と安定を考慮に入れば、漸進的なステップ・バイ・ステップ・アプローチのみが、核軍縮を前進させるための実際的選択肢である。すべての加盟国は、地域の緊張を解消し、拡散上の課題に取り組む、集団的な安全保障を促進し、そしてあらゆる分野における軍備管理と軍縮を前進させることをとおして、必要な安全保障環境を創出することによってこの目標を達成できる。

NPTとSSOD-Iの最終文書で設置された現存する機構は、核軍縮を前進させるための確固とした枠組みであることが証明されており、あらゆる建設的かつ互恵的な対話を開始する機会を提供する。しかしながら、我々は、建設的対話に資する限りにおいて、適切に任務設定されたOEWGを排除せず、すべての協議のチャンネルを受け入れる。生産的な成果は、全会一致アプローチのみによって保証される。真にすべての要素を含みうる安全保

障の文脈に全面的に合致した、このようなアプローチを保証するためには、加盟国は前もってプロセスの主要な指標に合意しなければならない。

L.13/Rev.1には、意味ある協力と、協調的努力の結果としてえられる成果を保証する、これら重要な要件が欠如している。この決議は安全保障上の考察を無視して核軍縮を促進することを意図している。我々には、このようなアプローチで具体的進捗を得ることができるとは考えられない。我々5か国は、列席した他の多くの国と同様、この分裂主義的アプローチを憂慮している。これでは、国際社会は決して核軍縮に近づけないだろう。

以上の理由によって、我々5か国は、P5プロセスを含めた核軍縮を前進させるための集団的努力を誓約しつつ、決議案に反対票を投じた。(後略)

(訳：ピースデポ)

日本政府は、インドの核軍拡に手を貸すな

世界の核軍縮努力に逆行する日印原子力協力

米国から始まり拡大する インドとの原子力協力

12月半ば、安倍首相が訪印し、日印原子力協力協定に調印する恐れがある。それに呼応するかのよう、11月12日、原子力産業界からは協定の早期締結を期待する声明¹が出された。声明は、「高い経済成長が期待されるインド市場への展開は日本の産業活性化につながる」としている。しかし、福島事故の教訓から学ぶことなく経済的利益のために原発輸出を進めることは許されない(4ページの資料に、ピースデポも呼びかけ団体となったNGOキャンペーンの集会での反対決議)。

一方、核不拡散条約(以下、NPT)が、米露英仏中の5か国のみを「核兵器国」と認めた上で、その他の国の核兵器保有を禁止するという差別性を理由に、インドはNPTに未加盟である。また、1974年の核実験以来、独自に核兵器開発を進め、98年には再び核実験を行った。包括的核実験禁止条約(CTBT)にも署名していない。しかし2008年、米国が、核実験モラトリアム、民生用施設への国際原子力機関(IAEA)保障措置の適用、

原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインの遵守などを条件にインドと原子力協力協定に署名し²、以後、英、仏、露、カナダ、韓国、豪州、カザフスタンが相次いで協定を結んだ。そして今、日本が加わりようとしている。原子力業界の国際的な合従連衡を背景にした産業界の要請が「協定締結」の動機にあることは間違いない。


日本は、被爆国として 核軍拡に手を貸してはならない

日印協定締結で核拡散の懸念が拡大するのは言うまでもない。NPTに加盟しないまま核兵器開発を続けるインドを容認する国が増えることでNPT体制は著しく弱体化する。しかし、今、重要なことは、「協定」が核拡散のみならずインドの核軍拡を助長することである。インドの核施設は軍事用と民生用に分離されており(いわゆる軍民分離計画³)、民生用施設等にはIAEA保障措置(査察)が適用されるが、軍用核施設は「聖域」として査察対象から外されている。その結果、インドは民生目的で受けた支援で得られる分だけ国内の資源・技術を軍用に回すことがで

きる。日印協定では日本製資機材を用いた原発からの使用済み燃料再処理を容認するとの報道⁴もあるが、そうなれば日本が軍用プルトニウム生産を助けることになる。

インドの核弾頭数は現在110～120発と推定される⁵が、米印協定締結の2008年の50～60発⁶と比べて60発程増えている。そしてインドは米、露、中に次ぎ戦略核の3本柱を保有する4つ目の国になろうとしている。すでに地上発射弾道ミサイルと航空機搭載の核戦力を配備し、最初の戦略原潜アリハントの初期航海を2014年に終えた⁷。インドの核開発増強は、印パの核軍拡競争を煽るばかりではなく、中国との戦略的關係にも重要な影響を及ぼしつつある。例えば北京や上海を攻撃できる射程3500kmを超える地上発射弾道ミサイル・アグニ4、さらにインド中南部の基地からもこれらの都市が射程に入るアグニ5（射程5200km）を開発中である⁸。これによって、今度は中国がインドを意識した核戦力の強化を必要とし、それはさらに米国やロシアの中国への警戒心を高める。このように日印原子力協力は世界的な核軍縮に逆行する悪影響を生み出すことになる。

最新の国連総会提出の核軍縮に関する日本決

議⁹は、インドも含むNPT非加盟国に対し非核兵器国としての早期のNPT加盟を求め、NPTに加盟するまでの期間においても「NPTの諸条項を守り、NPTを支援する実際的措置をとる」よう要求した(主文5)。日本政府によるインドとの原子力協力は、この自らの決議に反する行為である。百歩譲っても、インドがCTBTに参加し、核実験を行わないという誓約なしに日印原子力協力は考えられないはずである。(湯浅一郎) 

注

- 1 「日印原子力協力協定の締結に向けて～原子力平和利用を通して世界に貢献を～」、15年11月12日、一般社団法人 日本原子力産業協会理事長 高橋明男、www.jaif.or.jp/president_column54_151112/
- 2 本誌314号(08年10月15日)。
- 3 本誌257-8号(06年6月15日)。
- 4 「共同通信」、15年6月19日。
- 5 本誌478-9号(15年9月1日)、「図説」参照。
- 6 ピースデポ刊「イアブック核軍縮・平和2008」、データシート3参照。
- 7 ハンス・M・クリステンセン、ロバート・S・ノリス、「インドの核戦力2015」、原子科学者会報(BAS)、第71巻、15年9月。
- 8 注7と同じ。
- 9 本誌484号(15年11月15日)。

【資料】

日印原子力協定の調印を阻止する決議

安倍晋三首相がこの12月にインドを訪れ、モディ首相との会談で原子力協定の締結を合意する見通しであることが明らかとなった。私たち日印両国市民にとって、日印原子力協定締結を阻止するか否かの正念場を迎えることとなった。

インドは、NPT 未加盟の核兵器保有国である。2008年、日米など45か国が参加する原子力供給国グループ(NSG)は、インドへの核関連物質・技術の移転を認める方針を決定し、ガイドラインを修正した。米国ブッシュ前政権は、同年「米印原子力協定」を結び、フランスも同様の原子力協定をインドとの間で締結した。インドは、自主的な核実験凍結を宣言し、IAEAとの間にインドが「民生用」と認めた一部の原子力施設を査察下に置く協定を結んだ。逆に言えば、軍事用の原子力施設には査察は入らないということである。インドは核兵器を放棄する義務を負わずに、核技術や核物質を享受できることになった。インドは、発電用のウランの供給について心配がなくなれば、限界のある自国のウラ

ン資源を核兵器用に使うことが可能になる。インドに対する特別扱いは、NPT体制の枠外での核兵器保有を事実上承認することになり、NPT体制の崩壊を意味する。

インドに対する特別扱いの背景には、米国(ゼネラル・エレクトリック、ウェスチング・ハウス)、フランス(アレバ)などの原発メーカーが巨大なインド原発市場に優位に参入する狙いがあった。インド政府は、2050年には原発の発電能力を47,000万キロワットと現在の11倍強に増やし、全発電量の4分の1を原発でまかなう方針と言われている。これらの原発メーカーは、それぞれコバータ(日立-GE)、ミディビルディ(東芝-WH)、ジャイタプール(三菱-アレバ)の原発建設計画で日本企業との提携関係にある。そして、原発を建設するには日本企業の技術や部材等が不可欠となる。それ故に、米仏政府は、日本政府に対して「日印原子力協定」の締結を強く求めてきた。現地では反対住民に対する厳しい弾圧が行われているが、これに屈せず非暴力の闘いが粘り強く続けられている。

米仏日の原発メーカーが、インドへの原発建設を進められなかったもう一つの障害が2010年に制定され

た「原子力損害に関する民事責任法」(インド原賠法)である。これは事業者だけではなく、設備や燃料の供給者に対しても賠償を請求する権利を認め、インド国内での原発事故発生に備えるインド独自の賠償制度である。しかし、この間、各国政府は、原発メーカーからの圧力を受け、この制度を骨抜きにする策動を水面下で続けてきた。具体的には、日本での「原子力損害の補完的補償に関する条約」(CSC)への加盟の国会承認であり、インドでの『保険プール制』導入である。

現在、「日印原子力協定締結」は、原子力グローバル資本がインド進出を狙う最大の課題となっている。私たち日本とインドの市民は、2014年1月と9月に企図された日印首脳会談を機会にしての協定調印を阻止してきた。今回の3度目の調印策動に対しても政府・与党への抗議FAXの展開など日印を通じた共同行動を強めつつ、日本での国会承認阻止に向け、反原発を掲げる国会議員とも連携して日印原子力協定締結を阻止するまで闘いぬく。

以上、決議する。

2015年11月25日
日印原子力協定締結阻止東京集会
参加者一同

資料

15年11月21～23日、広島、長崎の被爆70年に合わせ、核の軍事利用と商業利用のすべての過程で生じる核被害の実態を明らかにし、被害者救済を図るための国際的体制の構築をめざした「世界核被害者フォーラム」が広島市で開催された。国内外の反核・平和団体でつくる実行委員会(共同代表:青木克明、嘉指信雄、朝長万左男)が主催し、海外10か国を含む延べ900人が参加した。最終日に採択された「広島宣言」を以下に掲載する。「宣言」は、核兵器の廃絶に向けた国際条約の早期締結等を求めるとともに、核被害者の権利をうたった「世界核被害者の権利憲章要綱草案」を盛り込んでいる。(編集部)

世界核被害者フォーラム 広島宣言 (世界核被害者の権利憲章要綱草案)

2015年11月23日

1 われわれ、世界核被害者フォーラムに参加した者は、アメリカ政府による原爆投下70周年に当たる2015年の11月21～23日に、ここ広島に集った。

2 われわれは、核被害者を以下のように定義する。すなわち、狭義では、原爆の被爆者、核実験被害者、核の軍事利用と産業利用の別を問わず、ウランの採掘、精錬、核の開発・利用・廃棄の全過程で生じた放射線被曝と放射能汚染による被害者すべてを含む。また、広義では、核時代を終わらせない限り人類はいつでも核被害者＝ヒバクシャになりうることを認識して、核と人類は共存できないことをあらためて確認した。

3 われわれは、広島、長崎への原爆投下により、日本人だけでなく、日本の植民地支配と侵略を受けたためにその地にいた朝鮮半島、中国、台湾の人々や連合国の捕虜たちも犠牲になったこと、放射線・熱線・爆風で虐殺され、生存者も「地獄の苦しみ」を味わったことを想起した。また、われわれは、被爆者が、侵略戦争を遂行した日本政府の責任を問い、健康と生活の保障を権利として求め、法律で一定の補償を勝ち取ってきたこと、今なお被爆者が、「国家補償」を被爆者援護法に明記することを求め、被爆したのに、被爆者と認定されない者が権利を求めて闘っていること、核兵器廃絶に加え原発再稼働反対・原発輸出反対、原発事故被害者援護を求めて闘っていることを再確認した。

4 われわれは、2013年にオスロ、2014年にナジャリットとウィーンで開かれた「核兵器の非人道的影響に関する国際会議」の結果として、核兵器爆発が環境、気候、人間の健康、福祉、社会に破滅的な影響をもたらす人類の生存さえ脅かし、対処が不可能であるという認識が国際的に共有されたことを確認した。われわれは、核兵器の禁止と廃絶に向けた法的ギャップを埋めることを誓約し121カ国が賛同している「人道の誓約」を歓迎する。また、われわれは、2015年11月初旬には国連総会第1委員会(軍縮)で、「核兵器のない世界を実現し維持するために締結されるべき効果的な法的措置…および規範を実質的に取り扱う」公開作業部会を開催する決議が、賛成135カ国、反対は12カ国

のみで採択されたことを支持する。

5 われわれは、ウラン採掘や精錬、核実験、核廃棄物の投棄が、いままつづく植民地支配、差別抑圧の下で先住民族の権利—先祖代々の土地と関連する諸権利をふくむ—を侵害しながら強行され、被曝を強要されるとともに、環境を放射能で汚染され、人間生活の基盤をも奪われた核被害者を日々増やし続けていることを確認した。

6 われわれは、核の連鎖が環境を放射能で汚染し生態系を破壊して人間をふくむ生物にさまざまな放射線障害を引き起こしてきたこと、またチェルノブイリに続くフクシマの原発苛酷事故の体験から、原発周辺の広大な地域に住む住民と事故処理労働者が被曝させられること、この過酷事故への対処が不可能であること、さらにはグローバルな放射能汚染を引き起こすことを認識した。また、われわれは、「核の軍事利用」と「核の産業利用」が原子力産業を通じて密接につながっていること、さらに劣化ウランを使用した放射能兵器など核の連鎖が全過程で大量の核被害者を生みだしてきたことを認識した。

7 われわれは、核の連鎖があるかぎり放射能災害の発生を防ぐことはできず、増え続ける核廃棄物の処理・処分の見通しは全く立たないうえ、核汚染は長期にわたり、環境の原状回復は不可能ということから、人類は核エネルギーを使ってはならないと認識した。

8 われわれは、東京原爆訴訟判決(1963年12月)が米軍の原爆投下は国際法違反と認定したこと、国際司法裁判所が「厳格かつ実効的な国際管理のもとで、全面的な核軍縮に向けた交渉を誠実にを行い、その交渉を完結させる義務がある」と勧告的意見(1996年7月)を表明したことを知っている。この勧告的意見に基づき、2014年4月、核実験の被害を受けたマーシャル諸島の人々の政府が、国際司法裁判所に、9つの核武装国に対して、提訴したことを支持する。

また、さらに、われわれは、核被害者世界大会が核保有国と原子力産業の犯罪責任を追及し(1987年ニューヨーク決議)、また軍産複合体に損害補償の責

任を負わせるとしたこと(1992年ベルリン決議)を想起する。さらに、われわれは、「原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島」がトルーマンを含む被告たち15名全員の有罪を確定したこと(2007年7月)を確認する。

9 われわれは、核エネルギー政策を推進した国家及び放射能汚染を引き起こした事業者と原発など核施設のメーカーはその株主、債権者が責任を負担することを含めて、加害者に対して責任を負うこと、また、原発輸出は人権侵害と環境破壊をもたらす危険があることを主張する。

10 われわれは、国際原子力機関(IAEA)や国際放射線防護委員会(ICRP)が、これまで放射線被曝による被害について過小評価して原発事故などの本当の影響を隠蔽してきたことを弾劾する。また、われわれは、IAEAに与えられた「原子力の平和利用促進」権限の廃止を求める。

11 われわれは、核の利用により、人間の生存の基盤を破壊し、生き物すべての生存を侵害する原因を生み出した者が、軍産官学複合体およびこれを支援する国家であることを指摘する。また、われわれは、これらの軍産官学複合体の構成員の行動が国際人道法、国際環境法および国際人権法の根本原理を侵犯していることを主張する。

12 われわれは、日本政府が、フクシマ事故後も、反省するどころか、適切な事実及び被害調査をせず、被害の実相を隠蔽し矮小化しながら被害者への支援を切り捨てる一方で、原発の再稼働及び海外輸出を行っていることを糾弾し、日本及び世界各地の原発と産業用核施設の建設・運転並びに原発輸出に強く反対する。

13 われわれは、ウラン採掘、精錬、核燃料の製造、原子力発電、再処理を中止し、核の連鎖を廃棄することを求める。

14 われわれは、核兵器を禁止し廃絶を命ずる法的拘束力ある国際条約を緊急に締結することを求める。

15 われわれは、劣化ウランを利用した兵器の製造・保有・使用を禁止することを求める。

16 われわれは、今回の世界核被害者フォーラムを契機として、核被害者の情報を共有し、芸術などを含むさまざまな方法やメディアなどの媒体で発信し、共に連帯して闘っていくこと確認した。

17 われわれは、この世界核被害者フォーラムの成果をもとに以下の世界核被害者の権利憲章要綱草案を世界に発信するため、広島宣言を採択する。

世界核被害者の権利憲章要綱草案

[I] 核被害者の権利の基礎

1 自然界はすべての生命の基礎であり、人類を構成し文明を享受するすべて人間は個人として生命、身体、精神および生活に関する生来の平等な権利を有する。

2 何人も恐怖と欠乏から免れ、平和で健康で安全に生きる環境への権利を有する。

3 人類の各世代は、あらゆる生物の将来世代の利益を損なわないよう、持続可能な社会を享受する権利がある。

4 国際連合憲章でうたう本来的な人間の尊厳と人民の自決権、世界人権宣言、国際人権規約その他の国際人権文書及び先住民族の権利の宣言など、これらの国際実定法が定める生命、健康と生存に関する諸権利、並びに生成途上にある人類の法の内容をなすべき慣習国際法の原則が存在する。

[II] 権利

(1) 核時代に生きる何人も、現在と将来の核被害を防ぐために以下のことを求める権利を有する。

1 自然放射線・医療用放射線以外の放射線被曝を受けないこと。

2 被曝労働を強制しないこと。被曝労働が回避できない場合には、最小化すること。

3 医療被曝を必要最小限に留めること。

4 放射線被曝の危険性について、正確な情報を学校教育、社会教育を通して提供すること。情報には放射線被曝にリスクのないレベルはなく、とくに子どもや女性は被曝に対する感受性が高いことを含む。

(2) 核被害者は次のことを求める権利を有する。

5 人格権、健康権を含むあらゆる人権及び基本的自由に対する核被害者の国内法上の権利を認めること。

6 過去、現在と将来の被ばく(被爆・被曝)による健康影響に対する持続的な健康診断と最善の医療の提供を自己負担なく受けること。これには、被ばく(被爆・被曝)2世、3世および将来世代も含む。

7 核利用の結果もたらされたすべての生命と健康、経済、精神、文化への被害について、加害者による謝罪と補償を求めること。

8 放射能で汚染された土地、住居、地域社会の環境の回復および地域(民族)文化の再生を求めること。

9 被ばく(被爆・被曝)状況について、加害者から独立した信頼できる科学的な調査と完全な情報公開を求め、この調査と個人情報に配慮しつつ情報管理とに被害者自身が参加すること。

10 放射能汚染地への帰還を強制されないこと。被曝地から避難するか被曝地に留まるかの選択の自由が保障されること、いずれの選択をした場合でも、できる限り被曝を避け、健康を守り、生活を維持、再建できる支援を受けること。

11 放射能汚染で健康が害される環境での労働を拒否すること、拒否後も不利益取扱を受けないこと。

(以上)

視点から沖縄を 考えてほしい 植民地解放の



上村 英明さん

市民外交センター代表、
恵泉女学園大学教授

私個人の平和に対する立ち位置は植民地問題です。先住民族問題の専門家と言われたりしますが、先住民族の問題とは植民地の解放の問題です。

今年9月21日(日本時間22日)、翁長雄志・沖縄県知事が、スイス・ジュネーブの国連人権理事会で沖縄の状況について発言しました。発言は辺野古新基地建設問題を正面から取り上げましたが、解決のロジックとして「沖縄に自己決定権がある」との主張を国際社会で行ったという大きな意味があります。

市民外交センターとして知事のジュネーブ行きを調整したのですが、準備のため知事とお話する中で非常に印象深かったのが、日本政府と知事側の歴史認識の違いです。辺野古に普天間飛行場の代替施設を作る根拠として政府が持ち出すのは1996年の日米SACO(沖縄特別行動委員会)合意であり、それは覆せないと菅官房長官が繰り返される。沖縄は一地方自治体に過ぎない、中央政府が決めたことには従えというスタンスです。他方、翁長知事は、辺野古問題は少なくとも米国が一方的に沖縄の土地を接収した70年前に遡ると。基地を沖縄人が自ら提供したことはなく、そこから様々な基地被害がずっと納得のいかない形で続いてきた。その歴史を踏まえると、普天間が危険だから住民のためだと言いながら、また県内で新しい基地を提供せよと沖縄に押し付けてくる、そのような辺野古移設は認めることができない。そういう意思がジュネーブでも表明されたのです。

背景は、2つあります。

1つは、民主党政権下で「少なくとも県外移設(国外移設含め)」の方針が打ち出されました。沖縄の政治家たちの本音を代弁した形となり、日米安保体制の下で沖縄に圧倒的に集中する基地負担の軽減への期待が高まって、自民党の議員も政策を転換しました。しかし、鳩山首相(当時)が防衛省と外務省に説得されて態度を変え、県内移設に方向転換です。その過程で米国が、普天間の海兵隊の一部を岩国に移してもいいと提案したのですが、これに山口県知事と岩国市長が反対し、玄葉外相(当時)はその反対

を受け入れて、米提案を拒否したのです。安保政策が中央の政策で自治体は言うことを聞くべきというなら、政府は補助金を積み、圧力をかけて従わせる方法もあります。が、当時その手段を山口には使わなかった。沖縄にはずっと使ってきたのに。

その後、安倍政権は沖縄選出の自民党国会議員と仲井真知事(当時)とに県外移設の公約を強圧的に変えさせました。翁長知事は仲井真さんの前々回県知事選での選対委員長でした。その翁長さんが、怒ったのです。なぜヤマトの政府にそこまで馬鹿にされないといけないのか、と。これは差別、人権の問題です。いわゆる迷惑施設が特定の人々の住む土地に集中したら、そこには差別があるのです。その構造を感じ取って、翁長さんたちは自民党から離れ、財界、そしていわゆる革新勢力も一緒になって「オール沖縄」という勢力を作りました。

昨年の知事選での彼のスローガンの1つに「誇りある豊かさ」があります。「豊かさ」って経済成長しようよという保守系の人の使う言葉ですが、その前に翁長さんは「誇りある」を付けた。「琉球人」の誇りということです。もう1つのスローガンが「イデオロギーよりアイデンティティ」。中央に対応して沖縄も保守か革新かですと争ってきたけれども、むしろ「ウチナンチュ」「琉球人」というアイデンティティが前面に出るべきだという考えです。

2つめの背景として、ここ数年、沖縄の中に、琉球近代史を再検証しようという大きな流れがあります。ペリーは琉球にも寄港し、1854年7月には琉米修好条約が結ばれています。同様に琉仏、琉蘭条約があります。当時の琉球国の在り方を捉え直そうという記事を「琉球新報」が1年以上連載しました。私は連載時、国際法に関する助言者の1人だったのですが、条約締結の経緯と、締結後に琉球側が抵抗する中で日本に併合される(琉球処分)経緯をみると、琉球併合は国際法上、韓国併合同質です。

その不法な琉球併合から問題が起きてきたと考えれば、その後の歴史のつじつまが合ってきます。初の衆院議員選挙が1912年で他府県より20年以上遅れたこと。植民地経済化と「ソテツ地獄」と呼ばれた貧窮。皇民化政策と方言札、改姓改名運動、沖縄戦での集団自決の問題にしても、この140年間の歴史の流れは、今の辺野古問題に続いています。

これが「自己決定権」という発言の母体になっています。私たちが問われているのは、琉球の自己決定権の侵害というスタンスで、基地の存在を考えてみるべきではないかということです。植民地の解放という、もうひとつの重要な視点です。

(談。まとめ、写真:荒井摂子)

うえむら・ひであき

1956年熊本県生まれ。恵泉女学園大学教授。1982年に市民外交センターを設立し代表。先住民族問題に取り組む。

日誌

2015.11.6~11.20

作成:有銘佑理、荒井摂子

G20=主要20か国・地域首脳会議/IS=「イスラム国」/NSC=国家安全保障会議/UNHCR=国連難民高等弁務官事務所

- 11月7日 習中国国家主席と馬台湾総統、シンガポールで会談。分断後初。馬氏は台湾対岸の中国ミサイルに懸念示す。
- 11月8日付 日米両政府が平時からの自衛隊と米軍の役割分担などを決めた常設の「同時調整メカニズム」、始動へ。
- 11月9日 オバマ米大統領とネタニヤフ・イスラエル首相がワシントンで会談。イラン核合意巡り悪化した両国関係の修復図る。
- 11月9日 米国防総省、米中海軍艦船が7日にフロリダ沖で初の合同訓練と発表。
- 11月10日 第2次大戦中に米国が原爆を開発・製造した「マンハッタン計画」の関連施設が正式に国立公園に。
- 11月10日 プーチン露大統領、米ミサイル防衛システムは露の核戦力無力化が目的と批判、自国の核戦力強化の考え示す。
- 11月12日 フィンランド政府、国内の原発から出た放射性廃棄物の最終処分場建設を許可、世界初。16年末着工予定。
- 11月12日 ベイルートで連続爆発、43人死亡、240人負傷。ISが犯行声明。現場はアサド政権支援するヒズボラの拠点。報復テロか。
- 11月13日 原子力規制委、高速増殖原型炉もんじゅの運営主体を日本原子力研究開発機構から交代させるよう馳文科相に勧告。
- 11月13日 パリで同時多発テロ事件。音楽堂、飲食店、サッカー場など6か所で爆発や銃撃。死者129人、負傷者300人超。仏全土に非常事態宣言。実行犯8人中7人自爆、1人射殺。
- 11月14日 オランダ仏大統領、演説で同時テロはISによるものと断定。ISが犯行声明。
- 11月14日 ウィーンでシリア内戦巡る多国間協議。アサド政権と反対派代表は欠席。半年以内に両者参加の移行権発足で合意。
- 11月15日 仏空軍、シリア北部のIS「首都」ラッカを空爆。
- 11月15日 トルコ・アンタルヤで米ロ首脳会談。シリア危機解決のため、停戦とシリア人主導の政権移行が必要との認識で一致。
- 11月16日 アンタルヤで15日から開催の

ピースデポ第17回総会 & 記念講演会のご案内

2016年2月21日(日)

■総会:12:00~14:30

■記念講演会:15:00~17:30

西崎文子さん 東京大学大学院総合文化研究科 教授

「日米関係と日本の核政策」(仮)

■会場:調整中

★総会、記念講演会ともに、どなたでも参加できます。

★時間は若干変更される可能性があります。

★まずはご予約に入れておいてください!

G20が閉幕。資金源遮断などに取り組むとするテロ対策特別声明を採択。

●11月17日 安倍首相、NSCを開きテロ対策強化を関係閣僚に指示。16年5月の伊勢志摩サミット念頭に。共謀罪の議論も再浮上。

●11月17日 ウィーンでの国連ビルに常設原爆展開設。広島・長崎両市の協力で運営。

●11月17日 アキノ比大総領とサン越国家主席が会談。海上防衛での連携強化を含む戦略的パートナーシップ協定に調印。

●11月17日 UNHCR、パリ同時テロ以降の難民流入阻止の動きに懸念表明。

●11月18日 米仏空軍、連携してラッカを空爆。露海軍もラッカへ巡航ミサイル発射。

●11月18日 仏警官隊、同時テロ犯行グループ拠点アパートで容疑者らと銃撃戦。8人逮捕(検察発表)、3人死亡と報道。

●11月19日 仏司法省、同時テロ首謀者とされるベルギー人アバウド容疑者の死亡を確認と発表。18日銃撃戦現場で遺体発見。

●11月19日 安倍首相、マニラでオバマ米大統領と会談。両国連携をアジア太平洋に限らず地球規模に広げることを確認。

●11月20日 ショイグ露国防相、カスピ海・地中海の艦隊からシリア標的へ巡航ミサイル100発以上発射とプーチン大統領に報告。

●11月20日 ブリュッセルにて、多国間のテロ対策を話し合う緊急のEU内相理事会。EU域内に入る際の国境審査強化で合意。

●11月20日 マリ首都バマコの高級ホテルで武装集団が銃乱射、少なくとも27人死亡と報道。アルカイダ系武装組織が犯行声明。

沖縄

●11月6日 県、辺野古承認取消は正告告を拒否。石井国交省宛てに公開質問状送付。

●11月6日 県、普天間飛行場の「5年以内」運用停止へ向け行程表作成へ。

●11月6日付 米、沖縄復帰直後に在沖海兵隊テニアン移転を検討。計画縮小の背景に「日本側が残留を希望」。米公開文書で確認。

●11月9日 石井国交相、翁長知事に辺野古埋立て承認取消処分は正指示。

●11月9日 沖縄防衛局、名護市へ久辺3区との懇親会内容を報告。直接支出交付金について、市側へ交付要綱提示せず。

●11月9日 県、翁長知事の国連演説を151大使らに送付。新基地建設反対を訴える。

●11月10日 宜野湾市の自治会・商工会など9団体、普天間飛行場固定化阻止へ向けた要請行動の展開を決定。

●11月10日 浦添市、米軍牧港補給地区周辺汚染調査を実施。PCB、農薬DDT含有量は環境基準下回る。汚染源は特定されず。

●11月10日 安倍首相、辺野古埋立て承認の「代執行手続きは適切」との見解示す。

●11月11日 翁長知事、辺野古埋立て承認取消は正を拒否。石井国交相へ回答文書送付。

●11月12日 沖縄防衛局、辺野古ボーリング調査を再開。6月30日以来、約4か月ぶり。

●11月13日 エレンライク駐沖米総領事、辺野古新基地建設反対の民意は「小さな問題」との見解示す。

●11月13日 県環境保全課、MV-22オスプレイ低周波音実態調査のため年度内に自動測定装置導入へ。24時間測定が可能に。

●11月13日 宜野湾市議会、普天間飛行場の早期閉鎖・返還及びオスプレイ移駐等に関する意見書・決議を全会一致で可決。

●11月15日 「沖縄『建白書』」を実現し未来を拓く島ぐるみ会議訪米団が出発。辺野古新基地建設反対・計画見直しを要請へ。

●11月16日 島ぐるみ訪米団、サンフランシスコ市議会議員らと面談。辺野古新基地建設反対決議採択を要請。

●11月17日 石井国交相、「辺野古埋立て承認は違法」として翁長知事を相手に代執行訴訟を提起。12月2日に第1回口頭弁論。

●11月18日 名護市辺野古区、政府の久辺3区直接支出交付金受け入れの方針。

●11月18日 辺野古新基地建設反対ゲート前抗議行動が500日目を迎える。

●11月20日 自民党県連、来年の参院選公示日が「慰霊の日」に重なることについて、県へ配慮し調整するよう党本部へ申し入れ。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 **アボリション・ジャパンML** に参加を
join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com にメールを。本文は不要です。

今号の略語
NATO=北大西洋条約機構

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方が選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>、荒井摂子<sarai@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージは休みます

名簿データベース整理につき、宛名ラベルへの下記表示はしばらく休止させていただきます。近々に別の形で連絡いたします。●会員番号(6桁)、●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ」等の情報。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

荒井摂子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、清水春乃、津留佐和子、中村和子、原三枝子、梅林宏道